

(趣旨)

第1条 この告示は、地域文化の高揚と振興を図るため、白岡駅自由通路に設置した市民ミニギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 ギャラリーに作品を展示できる者(以下「利用者」という。)は、白岡市に在住し、勤務し、又は通学する者とする。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

(展示作品)

第3条 ギャラリーに展示できる作品は、絵画、写真、書その他利用者が作成したものであって、形状、寸法及び数量がギャラリーに支障なく展示できるものとする。

(利用調整会議)

第4条 利用者は、ギャラリーを利用しようとするときは、利用調整会議(以下「会議」という。)に出席しなければならない。ただし、会議の結果生じた空き期間内にギャラリーを利用しようとする場合はこの限りではない。

2 会議の開催月及び対象とするギャラリーの利用月は、次表に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

| 開催月 | ギャラリーの利用月       |
|-----|-----------------|
| 3月  | 7月から9月まで        |
| 6月  | 10月から12月20日まで   |
| 9月  | 12月21日から翌年の3月まで |
| 12月 | 翌年の4月から6月まで     |

(利用の申請及び承認)

第5条 利用者は、前条第1項本文による場合は会議の終了後直ちに、同項ただし書による場合は会議の翌日から利用しようとする日の2日前までに、様式第1号の市民ミニギャラリー利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請内容が適正であると認められるときは利用を承認するものとし、様式第2号の市民ミニギャラリー利用承認書を利用者に交付するものとする。

3 利用者は、次条ただし書の規定により利用期間を延長しようとするときは、利用期間終了日の前日に市長に申請し、承認を受けなければならない。

(利用の期間及び回数)

第6条 ギャラリーの利用期間は10日以内とし、利用期間終了日までに作品を撤去しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、利用期間を延長できるものとし、延長期間は10日を限度とする。

2 1回の会議で調整できるギャラリーの利用回数は、1団体ごとに1回とする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 第5条の規定により利用承認を受けた利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、作品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ギャラリーの利用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とした作品
- (2) 特定の宗教活動又は政治活動に関する作品
- (3) 公序良俗に反する作品
- (4) その他市長が不相当と認める作品

(承認の取消し)

第9条 市長は、当該利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又はギャラリーの管理上特に必要があるときは、当該利用者の利用の承認を取消し、又は当該利用を停止することができる。

- (1) ギャラリーの設置目的に反したとき。
- (2) 第3条又は前項の規定に反した作品を展示したとき。
- (3) 第5条の申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 第7条の規定に反して権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 故意又は重大な過失によりギャラリーの施設に損傷を及ぼしたとき。

(損害の賠償)

第10条 利用者は、ギャラリーの利用に際し、故意又は重大な過失により施設に損傷を及ぼしたときは、弁償しなければならない。

(免責)

第11条 ギャラリーに展示された作品が損傷され、又は盗難されても市長はその責任を負わない。  
(庶務)

第12条 ギャラリーに関する事務は、中央公民館で行う。  
(その他)

第13条 この告示に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

No. ....

市民ミニギャラリー利用申請書(新規・延長)

平成 年 月 日

(宛先)白 岡 市 長

住所又は勤務所在地

サークル名(所属していれば)

氏 名  
電 話 ( )

次のとおり市民ミニギャラリーの(利用・利用期間の延長)をしたいので、市民ミニギャラリー利用要綱第5条(第1項・第3項)の規定により申請します。

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 利用<br>期間<br>延長 | 年 月 日 ( 曜日)から<br>年 月 日 ( 曜日)まで        |
| 利 用 施 設        | 西口 東口<br>白 岡 駅 自 由 通 路 NO 1 2 3 4 5 6 |
| 展 示 品          | 名称<br>点数 点                            |
| 利 用 条 件        | 市民ミニギャラリー利用要綱による。                     |

様式第2号(第5条関係)

No. ....

市民ミニギャラリー利用承認書(新規・延長)

年 月 日

様

白岡市長



次のとおり市民ミニギャラリーの(利用・利用期間の延長)をすることについて、市民ミニギャラリー利用要綱第5条(第2項・第3項)の規定により承認します。

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 利用<br>期間<br>延長 | 年 月 日 ( 曜日)から<br>年 月 日 ( 曜日)まで        |
| 利 用 施 設        | 西口 東口<br>白 岡 駅 自 由 通 路 NO 1 2 3 4 5 6 |
| 展 示 品          | 名称<br>点数 点                            |
| 利 用 条 件        | 市民ミニギャラリー利用要綱による。                     |